

紹介された会社（以下「甲」という）と株式会社グットパートナー（以下「乙」という）は、乙が甲のために行う人材紹介につき、その基本的条件を以下のごとく定める。

採用決定者が自己都合による退職、または明らかな採用決定者の責により解雇された場合、乙は甲の請求により、採用決定者の退職等が入職日から下記期間内の場合は、それぞれの期間に応じた割合で紹介手数料を返還する。但しその名目上、若しくは形式上の理由に関わらず、退職等が、甲の採用決定者に対する処遇、その他の労働条件が採用決定時の労働契約と異なる場合、または甲の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。

- ・入職日より３０日以内 返還率８０％
- ・入職日より９０日以内 返還率３０％

前項の定めにかかわらず、甲が乙より紹介された人材を契約期間中に本採用としたため、本契約を履行できなくなった場合については、前項を適応しないものとする。